

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

3月3日 ひなまつり会 遊戯室いっぱい 春の気配!



3/3
保育所 ひなまつり

IP電話番号

村役場代表 5000~5004
議会事務局 5005
教育委員会 5006
社会福祉協議会 5007

総務企画課 ☎679-2113 出納室 ☎679-2972 産業建設課 ☎679-2115
住民福祉課 ☎679-2114 議会事務局 ☎679-2152 FAX679-2125
社会福祉協議会(農振センター)☎679-2304

教育委員会 ☎ 679-2817・FAX679-2173

土・日・祝日 及び夜間

●TEL 679-2111
●IP 5000~5004
●FAX 679-2125

主な内容

人事行政の運営 …………… 2~4

村の写真集 お礼 …………… 14・15

人事行政の運営などの状況を公表します

地方公務員法の一部改正により平成17年度から地方公共団体の職員の任用、給与、服務、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営状況について公表することが、義務づけられました。佐那河内村職員の人事行政の運営などの状況についてお知らせします。

① 職員の任免及び職員数に関すること

(1) 職員数の状況（教育長を含む）

(単位：人)

(単位：人)

区 分	平成22年4月1日	平成22年度中		平成23年4月1日	平成23年4月1日
	職員数	採用者数	退職者数	採用者	職員数
	46	0	2	4	48

職 名	職員数
課長など	8
保育所長	1
課長補佐など	9
主任保育士	—
係長など	16
主事など	7
保健師	0
保育士	4
用務員・調理員	3
計	48

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)

部 門	区 分	職員数		対前年度 増減数	主な増減理由
		平成22年度	平成23年度		
一般行政	議 会	1	1		会計管理者設置による増 農業部門強化による増 保育所部門—学校給食センター 新築事業完了による減 退職による減
	総 務	8	10	2	
	税 務	4	4		
	民 生	12	9	△3	
	衛 生	4	4		
	農 水	4	5	1	
	商 工	1	1		
	土 木	3	2	△1	
計	37	36	△1		
特別役	教 育	5	7	2	学校給食センター部門—学校給食 センター新築事業完了による増
	計	5	7	2	
公営企業など	水 道	1	1		後期高齢者医療広域連合出向による増
	下 水 道	1	1		
	そ の 他	2	3	1	
	計	4	5	1	
合 計	46	48	2		

② 職員などの給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口(平成22年3月31日)	歳 出 額 (A)	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)
22 年 度	2,843人	3,895,453千円	415,079千円	10.7%

人件費とは特別職の給与、各種委員報酬、職員給与、退職手当、組合負担金、共済費などをいいます。

(2) 職員給与の状況（普通会計予算）

(単位：千円)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
23 年 度	43人	167,450	24,440	60,290	252,180	5,865

職員手当には退職手当を含まない。給与費は9月補正後の予算に計上された額。

(3) 特別職・議員の報酬(月額)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額 (平成22年4月1日)			期末手当支給割合
	減額後給料	条例での給料・報酬	差 額	
村 長	529,200円	735,000円	△205,800円	6月期 1.40月分
副 村 長	533,700円	593,000円	△59,300円	
教 育 長	502,500円	549,000円以下	△46,500円	
議 長	—	260,000円	—	12月期 1.55月分
副 議 長	—	222,000円	—	
議 員	—	186,000円	—	

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢

(平成23年4月1日)

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	307,400円	39.6歳
技能労務職	315,300円	55.3歳

※一般行政職とは、福祉職(保育士)、税務職、看護職(保健師)、企業職(簡易水道)を除く、一般的行政事務に従事する職種です。

(5) 職員の初任給の状況

(平成23年4月1日)

区 分	行政職	技能労務職
高 校 卒	佐那河内村	140,100円
	国の制度	140,100円
大 学 卒	佐那河内村	172,200円
	国の制度	172,200円

(※試験区分により初任給は決定)

(6) 職員の経験年数別、平均給料月額状況 (平成23年4月1日)

区 分	経験10年以上 15年未満	経験15年以上 20年未満	経験20年以上 25年未満
一般行政職	266,100円	294,200円	339,600円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成23年4月1日)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
職員数(人)	4	6	11	5	4	5	35
構成比(%)	11.4	17.2	31.4	14.3	11.4	14.3	100.0

(8) ラスパイレス指数の状況

(平成22年度)

区 分	一 般 行 政 職
国	100.0
佐 那 河 内 村	98.3

ラスパイレス指数は、一般行政職職員の給料月額から算出する数値で、国家公務員を100とした場合に、当該市町村の給与の水準がどのくらいであるかを表しています。

(9) 扶養手当の状況

(平成23年4月1日現在)

扶 養 親 族	配偶者が扶養親族の場合	配偶者が扶養親族でない場合	配偶者がいない場合
配 偶 者	13,000円		
子、父母などのうち1人目	6,500円	6,500円	11,000円
子、父母などのうち2人目	6,500円	6,500円	6,000円
16~22歳の子の加算	5,000円	5,000円	5,000円

(10) 通勤手当の状況

(平成23年4月1日現在)

	支 給 月 額	
自家用車などの 利用者	2km以上10km未満	4,100円
	10km以上	6,500円

(11) 期末勤勉手当の状況

(平成23年4月1日現在)

	6 月 期	12 月 期	計
期 末 手 当	1.225月分	1.375月分	2.6月分
勤 勉 手 当	0.675月分	0.675月分	1.35月分
役職段階別加算措置(3級以上)	有		

(12) 退職手当の状況

(平成23年4月1日現在)

種 分	勤 続 年 数			
	20 年	30 年	35 年	最 高 限 度
自 己 都 合	23.50月分	41.50月分	47.50月分	59.28月分
定 年 ・ 勤 奨	30.55月分	50.70月分	59.28月分	59.28月分

(13) 住居手当の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	
借家・借間居住者	月額23,000円の家賃などを支払っている職員…家賃の月額から12,000円を控除した額 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員…最高限度額27,000円

(14) 管理職手当の状況

(平成23年4月1日現在)

	手当額(6級)	手当額(5級)
管理または監督の地位にある職員に対しての支給	参事 49,979円	—
	課長 41,699円	課長 39,205円
	主幹 33,319円	主幹 31,424円

(15) 時間外勤務手当の状況

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・ 時間外勤務1時間につき……当該職員の時間単価×100分の125 (22時から翌朝5時までの場合は100分の150) ・ 祝日法による休日及び年末年始の休日(1月1日~3日、12月29日~31日) ……当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時まで(深夜)の場合は100分の160) ・ 月60時間を超える時間外勤務に係る支給割合については、 100分の150(深夜は100分の175)
--

(16) 特殊勤務手当の状況 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	手当額(円)
保 育 手 当	5,000
水 道 特 殊 勤 務 手 当	4,000
税 務 特 殊 勤 務 手 当	4,000
農 業 集 落 排 水 特 殊 勤 務 手 当	4,000
野 犬 等 へ い 死 処 理 手 当	1件 1,000

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

- ☆勤務を要する日…毎週月曜日から金曜日までの週5日間(国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
- ☆1日当たりの勤務時間…午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時まで休憩時間)
- ☆1週間当たりの勤務時間…38時間45分

(2) 休暇制度

休暇の種類		休暇日数など		
有給	年次休暇	1年につき20日間		
	公務上の負傷または疾病	その療養に必要と認める期間		
	病気休暇	結核性疾患	1年を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間	
		上記以外の負傷または疾病	3カ月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間	
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限またはしゃ断	必要と認める期間	
	特別	風水害、火災その他の非常災害による交通しゃ断	必要と認める期間	
		風水害、火災その他の天災地変による職員の現住所の滅失または破壊	1週間を超えない範囲内で必要と認める期間	
		交通機関の事故などの不可抗力の事故	必要と認める期間	
		公民権の行使	必要と認める期間	
		骨髓液提供のための休暇	必要と認める期間	
		職員の婚姻	5日の範囲内で必要と認める期間	
		妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	10日の範囲内で必要と認める期間	
		別給	職員の分べん	分べんの予定日前8週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
			職員の配偶者の分べん	2日の範囲内の期間
		休暇	通信教育における面接授業の受講	1年につき20日を超えない範囲内で必要と認める期間
	母子健康法第10条または第13条に規定する保健指導または健康診査を受ける場合		区分に応じ、4週間に1回から1週間に1回及び医師等の指示する時間	
	夏季における盆などの諸行事、心身の健康の維持及び増進		7月から9月までの期間内で必要と認める期間	
	心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当と認められた場合		採用された日から起算して10年、15年、20年、25年、30年、35年または40年に達する日の属する年において連続3日の範囲	
	生理休暇		3日を超えない範囲内で必要と認める期間	
	職員が生後満1歳に達しない生児を育てる場合		1日2回(1回60分)	
父母、配偶者または子の法要	1日(配偶者及び1親等の血族に限る)			
就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日の範囲内の期間			
忌引	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間			
社会貢献活動	1年につき5日の範囲内の期間			
無給	介護休暇	介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間		

▼取得実績(平成23年)

調査対象職員数	年次休暇		病気休暇取得日数	特別休暇取得日数	
	取得総日数	平均取得日数		忌引	婚姻
48人	487.79日	10.16日	90.68日	10日	0日

4 職員の分限及び懲戒処分

(平成22年度)

処 分 内 容	処分者数	
分 限 処 分	免 職	0
	降 任	0
	休 職	1
	降 給	0
	失 職	0
懲 戒 処 分	免 職	0
	停 職	0
	減 給	0
	戒 告	0
	訓 告 など	0

5 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(平成22年度)

研修区分	研修内容など	受講者数	場 所
一般研修	市町村吏員研修、課長級研修など	12人	徳島県自治研修センター
実務研修	政策形成・住民対応能力向上など	0人	全国市町村文化研修所

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

▼福利厚生制度に関する状況

(平成22年度)

区 分	受 診 者 数
人 間 ド ッ ク	17人
脳 ド ッ ク	3人
定 期 健 康 診 断	47人

区 分	金 額
職 員 研 修 会 補 助 金	250千円

2/16(木)

若松進一さんの講演会を開催しました。



徳島県公民館連絡協議会主事部現地研修会及び村づくり講演会で愛媛県伊予市双海町より若松進一さんが来村しました。

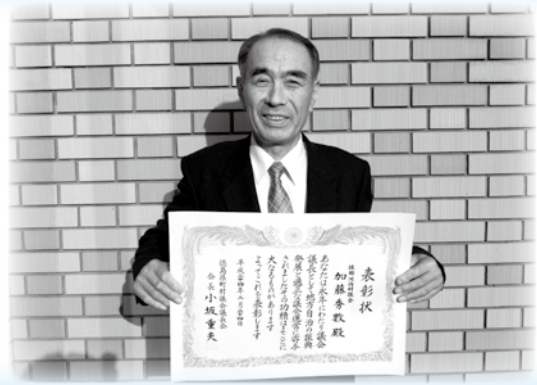
公民館連絡協議会では、「今後の公民館の役割とは」と題して、講演をしていただきました。「時代の流れを読み、住民の意思把握、地域の問題を明らかにしながら、人づくり、情報発信などの行動により、公民館活動に取り組んで欲しい」と話されました。

夜は、村づくり講演会で「人づくり地域づくりの実践について」と題して講演をしていただきました。若松さんは、旧双海町の夕日を地域資源としてまちづくりに取り組み、夕焼けプラットホームコンサートをはじめ、双海シーサイド公園の整備とこの公園を拠点とした特産品の開発などを手がけられました。講演の中で若松さんは地域づくり失敗の10箇条として、①夢のない場所であること②振り子時計の議論(あーでもないこーでもない)の繰り返しであること③「やらないこと」を「やれない」と言い訳すること④補助金や人の懐をアテにして身銭をきらないこと⑤失敗や反対にあえばすぐにやめてしまうこと⑥成功した事例をモノマネすること⑦社会の流れや時代の流れを読めないこと⑧収支のバランス及び損益分岐点を把握していないこと⑨地域を巻き込んでいないこと⑩自立できていないこと、であり、地域づくりの3つのキーワードとして「楽しいことをする」「新しいことをする」「美しいことをする」というアドバイスをいただきました。村づくりをすすめるにあたり大変参考になる内容でした。



議会だより

平成24年2月24日開催されました第63回定期総会並びに自治功労者・優良町村議会表彰式において、加藤秀数氏が町村議会議長として4年以上在職功労者の表彰を受けられました。



議会行事出席報告

〈場所〉
〈出席者〉

平成24年2月

- 2月6日 徳島県市町村トップセミナー〈ホテルクレメント〉(長尾・岡本正副議長、井開・瀧倉監査委員)
- 7日 全員協議会〈役場〉(全議員)
- 8日 勝名地区町村監査委員連絡協議会定期総会並びに研修会〈徳島市〉
(井開・瀧倉監査委員・松下書記)
- 10日 全員協議会〈農振C〉(全議員)
- 15日 勝名地区町村議会議員研修会〈ホテル千秋閣〉(全議員、松下事務局長)
- 17日 徳島県町村監査委員協議会定期総会〈ホテル千秋閣〉(瀧倉監査委員、松下書記)
- 20~22日 平成23年度定例監査〈役場〉(井開・瀧倉監査委員)
- 23日 2月分例月出納検査〈役場〉(井開・瀧倉監査委員)
- 24日 平成23年度定例監査講評〈役場〉(長尾議長、井開・瀧倉監査委員)
- 24日 県町村議会議長会自治功労者表彰式及び定期総会並びに勝名地区町村議会議長会定期総会
〈ホテル千秋閣〉(長尾議長、松下事務局長)
(加藤秀数氏が県町村議会議長から表彰される。)
- 28日 元議会議員の会〈村内〉(長尾議長、松下事務局長)

2/5
(日)

佐那河内中学校音楽部 ベストハーモニー賞受賞!

中学校音楽部8人(高橋裕美子先生指導)が、あわぎんホールで行われた、第17回徳島県合唱アンサンブルコンテストに参加し、みごと金賞、さらに特別賞としてベストハーモニー賞をいただきました。「ラテン語の難しい曲を見事に合唱し、バランスのとれた澄みきったハーモニーが創りあげられていた」と講評されていました。部員たちは、夏のコンクールに向け日々の練習に力を入れてがんばっています。今後ますますの活躍を期待しています。



2/11
(土)

第37回徳島市少年・第30回少女駅伝競走大会

2月11日(土)に徳島市陸上競技場にて「第37回徳島市少年・第30回少女駅伝競走大会」が行われました。佐那河内小学校からは4~6年生の14人が出場しました。結果は、男子が7位(全48チーム)、女子が3位(全31チーム)と、男女ともに入賞することができました。



男子7位 23分33秒

藤本	航輝(6)	嵯峨	由磨(6)
中井	啓貴(5)	佐野	日向(5)
佐藤	辰誌(5)	日下	拓海(5)
多田	楓雅(5)		

女子3位 24分54秒

吉田	踏生(6)	佐野	芹奈(6)
加藤	友梨(6)	森	夏奈子(5)
仲野	咲彩(5)	山岡	里寧(5)
糸林	美空(4)		

()内は学年、敬称略

この大会にむけて1月からマラソン教室を開催したところ、毎日30人を超える児童が参加していました。早朝、中学校の部活動に混じって汗を流す小中一体型校舎ならではの光景が見られました。

2/20・21
(月) (火)

シェルパ齊藤さん来村

アウトドア雑誌「BE-PAL」(小学館)で連載中の「シェルパ齊藤の旅の自由型 ニッポン村々紀行」の取材にシェルパ齊藤さん(本名齊藤政喜さん)が来村しました。

現在齊藤さんは、1年半ぐらい前から、日本全国のがんばっている村を取材して、その土地のおすすめの場所や食べ物などをその村の村長よりお聞きし、いろいろな所に行って見学し、自分の感じたことを記事にしています。

1日目は、村長と村の写真集のお話しをしたそうです。その後、荒井賢治さんの奥さんとお話ししています。



2日目は、写真のスーパーカブに乗って村内の写真撮影に出かけました。どんな記事になるのかとても楽しみです。

シェルパ齊藤さんの情報については、<http://www.eps4.comlink.ne.jp/~sherpa/>を参照してください。

2/22
(水)

すずらん会のおばあちゃんとふれあい遊び

保育所に13人のおばあちゃんたちがきてくれました。

4歳児・5歳児 32人の子どもたちの歌や劇を見ていただきました。そして、おばあちゃんたちと一緒に「うさぎとかめ」の手遊び、「おじゃみ」をしたりして、ほのほのとした時間を過ごしました。



SANAGOCHI
SPORTS CLUB



さなごうちスポーツクラブ通信

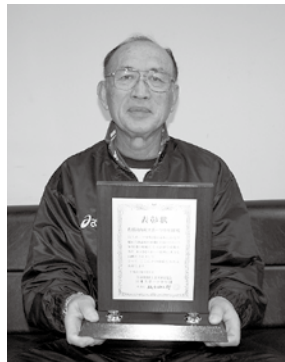
2/19
(日)

佐那河内村スポーツ少年団 表彰される

石本善之さん(鯉ノ内) スポーツ振興に貢献

徳島グランヴィリオホテルで行われた、平成23年度日本スポーツ少年団顕彰伝達式・平成23年度徳島県スポーツ少年団表彰式で、佐那河内村スポーツ少年団が市町村表彰を受けました。

今後益々の活躍を期待します。



永年にわたり、スポーツ組織の充実発展に尽力され、スポーツの振興に貢献したとして、日本体育協会 日本オリンピック委員会創立100周年にあたり、その功績をたたえ表彰されました。

また、公益財団法人 日本バレーボール協会からも、永きにわたりバレーボールの普及発展と強化に尽くされ、協会運営の重鎮として活躍されたことにより表彰されました。



2/19
(日)

佐那河内JVC =第3位=

藍住町民体育館で行われた、第25回井上スポーツ杯 Jr.バレーボール大会に佐那河内JVCが参加しました。

予選リーグでは松茂女子に2-1で惜しくも敗れたものの、藍住東に2-0でストレート勝ちし、決勝リーグに駒を進めました。

決勝リーグでは石井ラビットと対戦し、惜しくも負けてしまいましたが、新チームとして初めての表彰なので喜びが大きかったです。

今後は、3月24日から行われる徳島県バレーボール小学生新人大会に向けてチーム一丸となり頑張っていると思っています。

監督 談



部員募集中

毎週 月、水、金の17時から体育館にて練習を行っております。バレーボールに興味ある人、子供さんにやらせてみたいなと思っている人はお気軽に体育館にお越しください。まず体験してみませんか？

2/3(金)

東日本大震災 被災地等報告会



昨年10月17日～20日まで村内の13人が東北で学習してきた、東日本大震災現地等学習会の報告を小中学生に行いました。

視察時は震災から7ヶ月が経っていましたが、その写真ではいまだに大きな被害が残っている状況を見て、子どもたちはどのように感じたのでしょうか？

今後の防災意識向上につながることでしょう。



平成23年度

健康標語 ～優秀作品～

村民一人ひとりの健康に対する意識の高揚をはかり、「村民総ぐるみの健康づくり」を積極的に推進するために、毎年、小学生及び中学生から「健康」をテーマにした標語作品を募集しています。

今年度の優秀作品を掲載しますので、ぜひご家庭や各家庭での健康づくり運動に役立ててください。

★小学生の部

● 小学1年生	谷淵 遥紀さん	ぼくたちは	げんきいっぱい	そとあそび
● 小学2年生	岩角 亮哉さん	よく食べて	はやねはやおき	元気な子
● 小学3年生	福田 仁さん	食べすぎ注意	腹八分目が	合言葉
● 小学4年生	橘 真琴さん	しっかりしよう	うがいと	手あらい
● 小学5年生	坂本 茉紀さん	毎日つづけるランニングで	こころも体も	リフレッシュ
● 小学6年生	吉田 落生さん	朝食は	大事な今日の	エネルギー

★中学生の部

● 中学1年生	河野 叶恵さん	健康は自分自身で守るもの
● 中学2年生	山崎 美和さん	健康は元気な心と体から
● 中学3年生	森 麻由香さん	早ね早起き朝ご飯 きちんと守って 元気な体

健康を維持するために

4つのサイクルで健康を守ろう！

健診でチェック!



特定健診などで今のあなたの体の状態を確認しましょう。

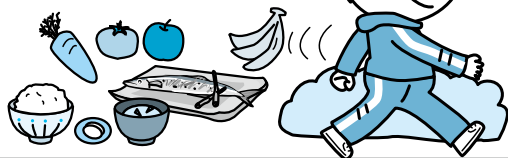
結果に注目!



健診結果から、異常の有無や数値の変化に注目し、このままだとどのようなリスクがあるのかを見ましょう。

計画を実行!

計画に基づいて、運動や食生活改善などを実践しましょう。



生活改善の計画!

健康を維持するために生活改善の方法を計画しましょう。



4月11日(水)

粗大ゴミ・家電ゴミ 粗大廃棄物・廃家電製品収集日

- 時間 8:30~11:00
- 場所 追上駐車場
(粗大廃棄物・廃家電6品目)
- 手数料 粗大廃棄物: 200~2,000円程度
廃家電製品: 右のとおりです
※メーカーによって異なります。

※パソコン・ノートパソコンなどは、収集できません。パソコン・ノートパソコンなど廃棄する場合は、破棄するパソコンメーカーのリサイクル受付に連絡してください。パソコン・ノートパソコンなどの廃棄については、村ホームページでご確認ください。

パソコンリサイクルのサイトの開き方

佐那河内村ホームページ→「暮らしのガイド」→「ごみ・資源・リサイクル」→「パソコンリサイクルについて」の順番にクリックしてください。

家電リサイクル法に基づく 家電製品処理料金(参考目安)

(リサイクル料・運搬費・消費税・郵便振替手数料含む)

テレビ	5,055円	洗濯機	4,740円
冷蔵庫	7,050円	エアコン	5,895円
冷凍庫	7,050円	衣類乾燥機	4,740円

※業務用の冷蔵庫等の処理は対象外になりますので、事業所で処理してください。ただし、家庭用の冷蔵庫等を業務用として使用している場合には、対象となります。判別のつかない場合は型名や型番をご確認の上、各製造業者にお問い合わせください。

佐那河内クリーン対策協議会・佐那河内村



平成23年度 とくしま環境県民会議表彰受賞

2月24日(金)佐那河内クリーン対策協議会が徳島グランヴィリオホテルで、とくしま環境県民会議から村内における環境美化(不法投棄巡視活動)やゴミ減量化(ゴミ分別活動)に対する活動が認められ表彰となりました。

空き缶十字群会員募集

空き缶十字群は、奇数月の第3日曜日に村内の国道沿いのゴミを拾う活動をしているボランティアグループです。村を訪れる方を気持ちよく迎え、気持ちよく帰っていただくために活動しています。次回は、3月18日(日)に清掃活動を行いますので、活動に参加したい方やボランティア活動に関心のある方は、午前8時30分までに佐那河内村役場前にお集まりください。



ニンジン?



3月1日に橋本榮さん(丸田)の畑では変わったニンジン(品種は金時ニンジンだそうです)が採れました。

橋本さんは、「赤くよく育った方に締め付けられて、白い方が育たなかったのかなあ?」とおっしゃっていました。

この変わったニンジンは、しばらく佐那の里で展示するそうです。

子宮頸がん検診・乳がん検診のお知らせ

徳島市内などの医療機関にて検診を実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に住民福祉課保健衛生係までお申し込みください。

	子宮頸がん検診	乳がん検診
対象者	20歳以上の村民	40歳以上の村民
負担金	1,300円	1,500円
検診医療機関	検診に必要な書類送付時に、検診可能な医療機関名簿を添付します。名簿をご確認の上、受診してください。	
検診期間	平成24年1月10日(火)から3月30日(金)まで	

※2年に1回の受診が標準です。(原則として、平成22年度に受診された人は、平成24年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。)



行政情報がテレビトクシマのデータ放送でご覧いただけるようになりました。

役場からのお知らせや、地区ごとのゴミカレンダーなどが表示されます。ご活用ください。

【使い方】

地デジの111ch(チャンネルとくしま)に合わせて、テレビのリモコンの「d」ボタンを押します。黄色ボタンから地域設定をしておくと、役場からのお知らせが常に表示されます。
(設定方法や使い方はチラシをご覧ください、655-4000 テレビトクシマまでお問い合わせください。)

4月からテレビトクシマで「テレビ大阪」の再送信を開始します。

視聴するにあたり、テレビによっては再スキャンをする必要があります。4月1日からテレビ大阪の再送信を開始します。

【放送チャンネル】

地デジ 7チャンネル
(2015年3月までは、デジアナ変換にてアナログ111chでも放送します。)

河川監視カメラ設置のお知らせ

一ノ瀬付近と根郷集会所付近に河川監視用のカメラを設置しました。これによりインターネットがあれば、自宅から安全に河川の様子を確認することができます。カメラは通常時は観光風景(風車など)を撮影していますが、河川の増水時には役場の防災担当者により、園瀬川方面を撮影して、水位の状況を確認します。

確認するには、佐那河内村ホームページ内の次のアドレスを入力して、ページを開くか、または、下に記載している、QRコードを使用してください。

<http://www.vill.sanagochi.lg.jp/bosai/camera/>

このページはパソコン向けのページとなっており、携帯電話では機種によってはうまく表示されない場合がありますが、ご了承ください。



ホームページのQRコード



ホームページのイメージ

ジェネリック医薬品への切り替えにご協力を!

平成24年4月から、国民健康保険ジェネリック医薬品利用促進通知書を送付します。

現在処方されている新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に薬代がどれくらい削減できるのか、その一例をお知らせするため、国民健康保険に加入されている人に対し、ジェネリック医薬品利用促進通知書を送付します。

ジェネリック医薬品への切り替えによって、患者の自己負担額を減らすとともに、国民健康保険財政の健全化を図ることが期待されています。ただし、すべての病気および新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではなく、ジェネリック医薬品への切り替えできない場合もあります。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、医師・薬剤師と十分に相談いただき、ご本人が納得された上で行っていただきますようお願いいたします。

■問い合わせ 住民福祉課

ジェネリック医薬品とは

新薬の特許期間（20～25年）が過ぎてから、効き目や安全性が実証されているお薬と主成分が同じであることなどが審査され、厚生労働省により製造・販売が承認された安価なお薬です。



学童保育の土曜日開設実施について

村では、共働きなどの家庭事情により、昼間に保護者のいないご家庭の子育て支援のために、学童保育事業を実施しています。

この度、これまでの平日のみの開設に加え、月2回（第1、第3）の土曜日保育を行うこととなりました。新しい学童保育の実施時間については、下記のとおりです。

学校授業日の放課後、長期休業中または土曜日に学童保育を希望される人は、是非お申し込みください。



実施時間

学期中	下校時～18時
土曜日	8時～18時(第1・第3土曜日のみ)
長期休業中	8時～18時

負担金

年間利用	月額 7,000円(兄弟割引6,000円)
一日単位	日額 1000円 半日 500円

※保育の休日は、第2・第4土曜日、日曜日、法律で定められた祝日、8月12日から8月15日、年末年始（12月29日～1月3日）、そのほか保護者会が定める日となります。

詳しくは 住民福祉課まで

義援金ありがとうございました

佐那河内村消費者協会では、第12回佐那河内ふれあいまつりにて、東日本大震災への義援金を募り、ご協力いただいた人に、ホウ酸団子をプレゼントしました。

義援金は、32,552円となり、村社会福祉協議会を通して日本赤十字徳島県支部へ募金しました。御協力いただいた皆さま、ありがとうございました。

ここで、佐那河内村消費者協会の活動報告として、先日行った視察研修報告をします。

2月22日、佐那河内村消費者協会会員12人が、広島県福山市にあるヤクルト本社福山工場と、株式会社エフピコ福山リサイクル工場に視察に行ってきました。

ヤクルト本社福山工場では、ヨーグルトの製造工程を視察し、徹底した衛生管理と商品の品質管理により、私たちが安心して食べることができる製品が作られている様子がよく分かりました。乳酸菌シロタ株の強化培養に成功した代田博士の、プロバイオティクス（善玉菌を利用した予防医学）に対する取り組みについて説明を受け、今のヤクルトに受け継がれている「人々の健康のために」という会社理念の根本を知ることができました。

株式会社エフピコ福山リサイクル工場では、発泡スチロール食品トレーと透明容器がリサイクルされている様子を視察しました。1ヶ月に回収されるトレーの量は約300t。およそ7500万枚ものトレーが、エコトレーの原料となるペレットにリサイクルされています。白トレー、色つきトレーの選別は全て手作業です。回収されたトレーには、洗えていない、カップ麺のカップなどのリサイクル不適品があり、ゴミを出すときのリサイクルに対する心遣いの大切さを実感しました。

消費者の立場として、安心で健康的な生活を送るため、また環境に優しい生活を送るため、消費者協会会員は日々さまざまな活動に取り組んでいきたいと思えます。

佐那河内村消費者協会 会長 長尾久代



「緑のふるさと協力隊」

ウグイスのかわいらしい声が聞ける季節がやってきましたね。昨年の四月初めて村にやってきた日、家の周りに響き渡るウグイスの鳴き声に驚かされたことを思い出します。

昨年五月の広報で私は「ここでの生活を通じ、人間らしい暮らし」とは何か考えたい」と書きました。一年間「協力隊」として、また本田百合子個人として、いろんな人と出会い、話しました。辛抱強く人にやさしい思いやりのある人、朝早くから夜遅くまで働く仕事師、生きいきとした笑顔で笑い合うおばちゃんたち、腰が曲がっても見事にきれいな野菜を作ってみせるおじいちゃんおばあちゃん、その人たちが集まって作られる家族、そして地域。人としてお手本にしたいと思うような素敵な人たちが、温かさのにじみ出るご家族との出会いが、人間らしく暮らすということは自分の周りの人たちと思い合い、つながりに感謝しながら暮らすということなのではないかな、と感じさせてくれました。

この広報が発行される三月十五日から、東京で緑のふるさと協力隊の総括研修が行われます。全国各地の市町村の職員や地域おこし活動に関わる人たちも来る一般向けの公開報告会では協力隊員を代表し「人の暮らしと共同体」というテーマで発表をする予定です。佐那河内の暮らしを通じて感じたこと、学んだことを全国から集まる人や若者に伝えることのできる貴重な機会です。で、最後まで精いっぱい頑張りたいと思えます。

一か月に一度の広報の小さな一角ですが、毎月楽しみに読んでいると感想をくださった皆様、本当にありがとうございます。ここに書いたことはほんの一部で、伝えたいことがもっともつとあるのですが、書き出したらきりがないので一言にまとめます。佐那河内という村に出会えて、私は本当に幸せです。

一年間本当にお世話になりました。きつとまた、村へ帰ってきて元気な顔を見せたいと思えます。それではひとまず、「いつか見ます」。

その

49



写真集 お礼



住民の皆さんのご協力のおかげで、47常会集合写真をはじめ、農作業の様子や村の自然など、“佐那河内村”の姿を1冊の写真集として発行することができました。

雨が降る中での撮影に始まり、各地区で行われている伝統芸能の撮影、農作業の風景の撮影など、住民の皆さんの協力なくては発行することができなかった写真集です。

本当にありがとうございました。

できあがりしました写真集は、2月定例常会にて、各ご家庭に配布させていただきました。

また、常会に所属していないご家庭の皆さんには、引換券として葉書をお送りさせていただき、3月1日から配布させていただいています。引換券をお持ちの方は、3月23日までに葉書をご持参のうえ、総務企画課までお越しください。

写真集についてのご意見、ご質問は、総務企画課までお寄せください。

～知ってほしい村のこと～ 村の写真集をお贈りしました



2月22日(水)徳島県庁にて、飯泉嘉門県知事に村の写真集を謹呈しました。

この日は、昨年11月22日にお亡くなりになった、村出身の写真家荒井賢治さんの月命日でした。荒井さんには村の写真集の撮影に全精力を傾けていただきました。故人のご冥福をお祈りいたします。



2月27日(月)、佐那河内小・中学校に写真集を贈呈しました。

児童・生徒の皆さんは、顔を寄せ合って写真集を一緒に見ていました。

藤田校長先生から「これからの村を担う子どもたちに、写真集の中にある村の自然や伝統、村を思う気持ちを育てていきたいと思えます。」とお礼の言葉をいただきました。

四国放送で放送されます！

村出身の写真家荒井賢治さんが最後にふるりの姿を残すために取り組んだ『村の写真集』。写真集づくりを軸に、村の風景や人物など、30分番組として放送。

日時 平成24年3月24日(土)
9:25～9:55
番組名 JRTスペシャル
タイトル (仮)最後に村の写真集

タイトルと内容は、仮のもので、放送当日のものとは異なる場合があります。大きな事件、事故など緊急放送により放送日時が変更となる場合もあります。





荒井賢治写真展

限 | 界 | 集 | 落

ふる里に
抱かれて

日時 2012年3月23日(金)～25日(日) 10:00～17:00 会場 村民体育館(旧中学校体育館)

24日
(土)

シンポジウム

「再生可能エネルギーと地域づくりを考える」

14:00～17:00

■ 基調講演 (14:10)

- ・再生可能エネルギーと地域づくり 高知県高岡郡梶原町長 矢野 富夫さん
- ・再エネが地域にもたらすもの ～全国の事例より～ 東京都職員 谷口 信雄さん
- ・風力発電事業は成功できるか ウィンドコネクト株式会社代表 斉藤 純夫さん

■ パネルディスカッション (15:20)

- 【パネリスト】 梶原町長 矢野 富夫さん / 上勝町長 笠松 和市さん / 神山町長 後藤 正和さん
佐那河内村長 原 仁志 / 市民がつくるエネルギー代表 吉田 修さん
- 【コーディネーター】 谷口 信雄さん
- 【コメンテーター】 (独)科学技術振興機構 環境・エネルギー領域チーフアドバイザー 岡田 久典さん

25日
(日)

記念講演会

14:00～17:00

- ・ふる里に辿り着くまで 有限会社アライ取締役 荒井 由子さん
- ・限界集落写真から読み取る農業のルーツ ～貴重な農業技術再発見～
地域農林経済学会理事・NPOとくしま農大アグリ副理事長 野田 靖之さん
- ・限界集落写真から読み解く歴史民俗 ～佐那県と呼ばれた古事記の里～
古代史研究者・鳴門市立工業高校教諭 林 博章さん

採用と人権

職業選択の自由、就職の機会均等を図ることは、人間が人間らしく生き、幸せな生活を送るために重要なことです。しかし、企業の中には、本人の適性や能力に関係のない就職差別につながるとされる書類の提出を求めたり面接を行ったりして、部落差別ばかりでなく男女差別、両親または父もしくは母がいない家庭の受験者や障がい者を差別するなどの現状があります。

すべての人がそれぞれの能力や適性に応じて進路の希望が実現できるよう、就職差別の撤廃と公正な採用選考に向けた取り組みを進める必要があります。

☆就職差別につながるとされる14項目☆

- ① 戸籍謄（抄）本の提出
→本籍を質問することは、公正な採用選考が行えなくなる可能性があり、好ましいことではありません。
- ② 社用紙（企業が独自に作成した応募用紙）の使用
→会社独自の社用紙には、本人に関係ない個人のプライバシーに関する情報や差別につながる質問が含まれていることがあります。
※公正な採用のために使用されるべき応募用紙
新規中卒・高卒予定者→「④職業相談票『乙』」「全国高等学校統一用紙」
新規大卒など予定者 →厚生労働省が示す「新規大学卒業予定者用標準的事項の参考例」に基づいた応募用紙、またはJIS規格の様式例に基づいた履歴書
- ③ 身元（家庭）調査
- ④ 家族の職業、家族の続柄、家族の健康
- ⑤ 家族の地位、家族の学歴、家族の収入
- ⑥ 家族の資産
- ⑦ 住居状況（部屋数、間取りなど）
- ⑧ 宗教
- ⑨ 支持政党
- ⑩ 生活信条
- ⑪ 尊敬する人物
- ⑫ 思想
- ⑬ 本籍、生まれ育った場所
- ⑭ 生活環境に関する作文
（生い立ち、私の家族、父、母を語るなど）

「就職差別につながるとされる14項目」の質問がなぜいけないのかという理由を明確なものとし、就職差別につながるおそれのある質問をされた場合に、どのように対処したらよいのかをしっかりと学習しましょう。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

4月

〈農振センター〉
2階和室

健康運動教室
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

- ・※印の種目は活動費が必要です。
- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される方でスポーツクラブ未加入の方は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局
(教育委員会内)

☎679-2817 IP5006



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 卓球	5	6 バドミントン	7
8	9 健康運動教室	10	11	12	13 バドミントン	14
15	16	17	18 卓球	19	20 バドミントン	21
22	23 健康運動教室	24	25	26	27 バドミントン	28
29	30					

シルバー人材センターからのお知らせ

平成24年2月末現在、50人の会員のご協力をいただき230件の仕事をこなすことができました。

力仕事だけでなく、手先の軽い仕事まで幅広く応じています。

シルバー仲間同士お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

人材センターの会員になって、あなたの豊かな知識や経験を活かしてみませんか？生きがいを見つけてみませんか？

詳しくは、社会福祉協議会内シルバー人材センター事務局までお気軽にお問い合わせください。



平成24年度 会員募集中!

年会費 1,000円



(広報活動の様子)

平成23年度 歳末たすけあい事業

次の皆さんをお見舞いしました。

- ・在宅療養者 (平成24年 2月27日)……10人
- ・長期入院者 (平成24年 2月29日)……61人
- ・低所得者 (平成23年12月20日)……3人
- ・施設入所者 (平成24年 2月29日)……59人
- ・母(父)子家庭(平成23年12月20日)……8人
- ・施設訪問数 ……………19施設
- ・おせち料理 (平成23年12月31日)……3件

みなさん喜んでくださいました。

学童保育指導員登録制度のお知らせ

- ◎受付期間 平成24年3月15日から随時
- ◎登録の有効期間 平成24年4月1日から
- ◎時給 750～800円
- ◎勤務時間など 月～金曜日の午後で週1～3日、3～10時間程度
第1・第3土曜日、5時間程度
(小学校の行事などによって変動あり)
- ◎申し込み方法 所定の用紙に必要事項を記入の上、社会福祉協議会事務所に提出してください。
(用紙は社会福祉協議会事務所にあります。)

◆詳しくは、社会福祉協議会までお問い合わせください。

詳しくは社会福祉協議会まで!!



善意銀行だより

- 那賀 健一様 …… 金一封
- 森河 義忠様 …… 金一封

左記の預託金は、「社会福祉のために役立ててください」と寄せられたものです。善意によって膨らんだ預託金を元金とした利子を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。



携帯電話を介した犯罪被害から

子どもたちを守ろう！

携帯電話などを安心・安全に使用するために

我が家のルールをつくり、家族で話し合おう！

子どもに携帯電話を持たせる前に、まず家族で利用ルール（利用の目的・使い方を決める、個人情報や悪口を書き込まない、ルール違反をしたら使わせないなど）を話し合い、決めておきましょう。

メディアリテラシーを身につける！

被害に遭わないためには、サイトを利用するときに個人情報や人に見られて困るような写真は載せない、送らないなどの対処する力や、サイトが安全かどうかを見分ける力（メディアリテラシー）を身につけることが必要です。

フィルタリングをする・解除しない！

— 保護者の責務です！ —

「青少年インターネット環境整備法」や「徳島県青少年健全育成条例」で、子ども（18歳未満）が使用する携帯電話には、必ずフィルタリング（携帯電話で有害サイトにアクセスしないように制限する機能）を利用することが、保護者の責務として規定されています。

フィルタリングは、携帯電話販売店で簡単に手続きできます。

ネットで知り合った人とは絶対に会わない！

「同じ年の女の子だと思ってメールをしていたが、実は成人男性だった」などのなりすましが横行しています。「ネットで知り合ったけど、この人は大丈夫」と考えることが一番危険です。

携帯電話会社が中高生に薦めているブラックリスト方式のフィルタリングでは、EMA（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）が認めたグリーやモバゲーなどの一部のコミュニティサイトは閲覧することができます。これは、サイト運営者がサイト内の監視体制を敷いているなどの条件から認定しているものですが、監視の目も「なりすまし」には対応しきれないのが現状です。

ネット上で知り合った人とは絶対に会わないようにしましょう。

スマートフォンを検討中・使用中の保護者の皆さんへ！

スマートフォンは、携帯電話回線からインターネットへの接続を行う従来の機能に加えて、無線LANを利用して携帯電話回線以外からインターネットへの接続を行うことが可能です。このため、フィルタリングもそれぞれの接続に応じたものをつける必要があります。フィルタリングを利用しないと、有害サイトの閲覧や犯罪被害などに遭う危険があります。

◎フィルタリングを必ず利用する！

スマートフォンでは、有害サイトへのアクセス制限やアプリの利用制限を行うフィルタリングソフトを保護者自身がインストールすることなどが必要です。携帯電話事業者などが提供・推奨するフィルタリングを必ず利用しましょう。具体的な設定方法は、販売店で尋ねるか、携帯電話事業者のホームページを参照してください。

フィルタリングの利用例 有害サイトへのアクセス制限+アプリの利用制限

ドコモ	Android/SP モードフィルタ+安心モードアプリ
au	Android/ 安心セキュリティバック（ウイルスバスターモバイル for au）+安心アプリ制限 iPhone/i- フィルター for i-OS+iPhone の機能制限を利用
ソフトバンク	Android/Yahoo! あんしんねっと for SoftBank +あんしん設定アプリ iPhone/Yahoo! あんしんねっと for SoftBank +iPhone の機能制限を利用

ゲーム用アプリなどをインストールする場合

アプリの利用制限を一時的に解除してゲーム用アプリなどをインストールする場合、危険・有害なアプリを入れないよう、アプリの内容を保護者が確認する、公式アプリマーケットを利用するなどの注意が必要です。

◎お子さんにパスワードを教えない！

フィルタリングの設定の変更・削除は、パスワード入力により行うことから、お子さんがパスワードを知るとフィルタリングを削除・変更できてしまいます。

◎ウイルス対策を必ず行う！

アプリの中にはウイルスが仕込まれたものが流通しており、個人情報が流出するなどの被害に遭うおそれがあります。パソコンと同様、ウイルス対策ソフトの利用が必要です。

◎お子さんの使用状況をよく確認する！

フィルタリングが機能しているか、どんなアプリを使っているのか等、お子さんのスマートフォンの使用状況をよく確認しましょう。

非行少年を生まない社会づくりにむけて 地域社会の絆の強化を

3月、4月は卒業や入学など、子どもたちにとって、大きく生活環境が変化する時期です。それらの変化に伴い、少年が非行に走るケースは少なくありません。

少年が孤立し、非行に走ることをないよう、地域社会全体で、厳しくも温かい目で少年を見守りましょう。少年に対し、身の回りには常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えましょう。



少年相談窓口

各警察署生活安全課

徳島県警察
少年サポートセンター

：ヤングテレホン
：いじめホットライン
：サンデー親子相談室

TEL088-625-8900（平日8:30～17:15）
TEL088-623-7324（24時間）
10:00～16:00（毎月第1日曜日に開催）

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■**届出対象者** 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

■**届出期間** 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてくだ

さい。

■**届出事項** 届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは産業建設課または、東部農林水産局 林業振興担当（626-8585）までお問い合わせ下さい。

徳島税務署からのお知らせ



お済みですか？ 消費税及び 地方消費税の 確定申告

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は4月2日(月)までとなっています。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税をお済ませください。

国税専門官募集

1 受験資格

昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの者

2 試験の程度

大学卒業程度

3 採用予定数

全国で約800名

4 申込受付期間

インターネットで原則申込み

平成24年4月2日(月)～4月12日(木)

インターネット申込み専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

郵送又は持参(インターネット申込みができない場合)

平成24年4月2日(月)～4月3日(火)

5 問い合わせ先

徳島税務署総務課まで TEL088-622-4131

《お問い合わせ》 徳島税務署 (☎088-622-4131)

徳島ファミリー・サポート・センター会員募集!

ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての応援を依頼したい」「少し育児の応援ができる」という人が会員登録し、地域の中で育児の相互援助を有料で行うものです。

◎**依頼会員**：0歳から小学6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい人

◎**提供会員**：育児を応援できる人。資格、経験、性別は問いませんが、おおむね24時間ほどの講習を受けていただきます。

◎**両方会員**：預けたり、預かったりの両方を兼ねてできる人

☆利用料金(報酬) 月～金 7:00～21:00 1時間 700円

上記以外 1時間 800円

依頼会員が提供会員に直接料金を支払います。登録無料



※活動中の万一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。(無料)

※徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町の広域事業です。

お問い合わせ先 徳島ファミリー・サポート・センター ☎088-611-1551
住民福祉課

佐那河内村地域包括支援センターだより

3月号

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが「住み慣れた地域で、生きがいをもって、元気でその人らしい生活を送ることができる地域づくり」を目指して介護予防に取り組んでいます。

「体操教室」「料理教室」「コーラス教室」「ゲートボール教室」や「出前介護講座」「公開講座」などを開催しています。

いつまでもいきいきと過ごしていただくためには、元気なうちから介護予防に、積極的に取り組むことが大切です。まずは楽しく身体を動かしたり、外出を楽しむことが介護予防の第一歩です。皆で汗を流したり、交流を楽しみましょう。

教室開催日は村内放送でお知らせしています。ご近所、お友だち、お誘い合せのうえご参加ください。



佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：久米・大西・佐々木

個人情報に関する内容のため削除しています



3月は 後期高齢者医療保険料(第8期分)の納期です。

日	曜	行事名	とき・ところ	備考
3/16	金	健康相談	時 寺谷生改センター 10:00~11:00 保健センター 13:30~14:00 根郷集会所 14:15~14:40	問 住民福祉課 保健師
		佐那河内小学校 卒業証書授与式	時 9:30~ 所 小学校体育館	
21	水	可燃ゴミ・古紙など収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
22	木	健康料理教室	時 10:00~10:15(受付) 所 農振センター1階(会議室)	対持 健康づくりに関心のある人 材料代200円・米1合・エプロン・筆記用具など
		平成23年度 保育所修了式	時 10:00~11:00 所 保育所	
23	金	ふれあい昼食会	時 11:00~14:00 所 農振センター	
23~25	金~日	荒井賢治写真展	時 10:00~17:00 所 村民体育館	25日は14:00から 記念講演会を行います。
24	土	シンポジウム 「再生可能エネルギーと地域づくりを考える」	時 14:00~ 所 村民体育館	
26	月	心配ごと相談・行政相談 特別相談	時 9:00~12:00 所 農振センター2階(小和室)	
28	水	可燃ゴミ・古紙など収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
		平成23年度 戦没者追悼式	時 10:00~ 所 村民体育館	
4/4	水	可燃ゴミ・古紙など収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
5	木	平成24年度 保育所入所式	時 10:00~ 所 保育所	全入所児童対象 式終了後、保護者総会
8	日	第41回河川一斉清掃	時 適宜 所 村内全域	
9	月	心配ごと相談・人権擁護相談	時 9:00~12:00 所 農振センター2階(小和室)	
11	水	粗大廃棄物・廃家電 可燃ゴミなど収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	

4月4日は防災の日

財団法人徳島県婦人団体連合会では、東日本大震災の教訓を生かそうと、去る平成23年12月9日の全国地域婦人団体連絡協議会・四国ブロック会議で、4月4日は防災の日と宣言されました。

そこで、4月4日には、まず、身近な家族や職場、地域で防災について小さな事から取り組んでみませんか？



写真は、12月9日の宣言された時の模様です。

- たとえば、
- 家の中の安全対策を考えてみましょう。
 - 非常用品の確認をしましょう。
 - 災害時の待ち合わせ場所を決めましょう。
 - 地域の避難場所を確認しましょう。
 - 自主防災について考えてみましょう。 など。

佐那河内村婦人会一同

人里の植物

― ナズナ ―

ナズナは、ペンペン草とかシャミセングサとも言われよく知られている。これらの呼び名は三味線のばちに似たハート型の実の形による。麦作とともに大陸から渡来した史前帰化植物の一つで、全世界に分布するアブラナ科の雑草である。

名前に「菜」とつくくらいだから、当然食べられる。江戸の川柳に「なすな売り元はただと値切られる」というのがある。野菜の少ない冬場には、菜っ葉として重宝されていたようである。



る。1月7日の人日の節句には「七草なすな、唐土の鳥が渡らぬ先にトントコトン」と唱いながら七草粥を作る。「七草

なすな」と唱われるようにナズナは春の七草の代表格であり、最も味がよいと言われる。

ナズナだけでなく、七草は他の植物が冬眠している時に葉を広げ、弱い光でも光合成し、栄養分を蓄積する。したがって春暖かくなると他に先駆けて花を咲かせることが出来る。こうして春の野草は無用な生存競争を避けて、いち早く昆虫を集め花粉を運んでもらうことが出来る。これはひとつの「生きる知恵」であり、冬は彼らにとつて絶えるだけの季節ではなく、競争回避として無くてはならない季節である。

(東)

今月の自然体験活動 (要予約)

3/20(火・祝) 13時～15時	野生動物観察会 「ヤマネを探そう」
3/25(日) 10時～15時	ネイチャートレイル 「早春の森歩き」

■お申し込み・お問い合わせ先

ネイチャーセンター (☎ 679-2238)



おから汁

おつゆで、たんぱく質がとれます

《作り方》

- 油揚げは油抜きをして、せん切りにする。人参・大根もせん切り、しいたけはうす切りにする。
- 鍋にサラダ油を入れ、人参・大根を炒めたのち、しいたけと油揚げを入れる。さらに、おからを加え、すぐにだし汁を入れ煮る。
- ②に味をつけ最後に筒切りした葱を入れる。

★ポイント★

おからを入れたら、こげやすいので、すぐにだし汁を加えましょう!



《材料(4人分)》

おから	40g	葱	20g
油揚げ	1枚	だし汁	3カップ
人参	30g	塩	小1/2
大根	50g	薄口醤油	小2
しいたけ	2枚	サラダ油	小2

しあわせごはん

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

60kcal
3.7g

たんぱく質
塩分

2.3g
1.4g

脂質 4.1g

No.36